２　機構は、前条第二項の規定による判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

３　機構は、前二項に定めるもののほか、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該学資支給金の額の変更を行うものとする。ただし、通学形態の区分の変更その他本文の規定により難い場合として機構が定める事由が生じた結果、学資支給金の額を変更すべきときは、機構の定める月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九　給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

第二十三条の十　［略］

第二十三条の十一　［略］

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一　日本国籍を有しなくなり、第二十条第二項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第二十条第二項各号に該当することとなった者を除く。）。

二　日本国籍を有せず、第二十条第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

三　［略］

四　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第三号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

五　［略］

［項を加える。］

［項を加える。］

［条を加える。］

第二十三条の八　［同上］

第二十三条の九　［同上］

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十　［同上］

［号を加える。］

一　［同上］

二　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

三　［同上］

［号を加える。］

六　機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

七　機構が定める日までに第二十三条の七第三項の規定により提出を求められた書類を提出しないとき。

八　前七号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。

２　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号又は同項第二号に該当する者　日本国籍を有することとなったとき又は第二十条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二　前項第三号に該当する者　確認大学等から復学を認められたとき。

三　前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの　当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月）を経過したとき。

四　前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの　当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

五　前項第五号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

六　前項第六号に該当する者　第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行ったとき。

七　前項第七号に該当する者　第二十三条の七第三項の規定による書類を機構に提出したとき。

八　前項第八号に該当する者　給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

［号を加える。］

四　機構が定める日までに第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行わないとき。

［号を加える。］

２　［同上］

［号を加える。］

一　前項第一号に該当する者　確認大学等から復学を認められたとき。

二　前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの　当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月）を経過したとき。

三　前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの　当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四　前項第三号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

五　前項第四号に該当する者　第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行ったとき。

［号を加える。］